

明石市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の結果の報告に係る添付書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、評価不要建築物（耐震診断の結果の妥当性を証する必要のない小規模な建築物として市長が認めるもの）。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告を行う場合は、第1号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 耐震診断の結果の妥当性を判定するに適切であると市長が認めた者（以下「建築物耐震評価者」という。）が、耐震診断の結果の妥当性を証する書類
- (2) 耐震診断の実施以後の建築物の安全性を判定するに適切であると市長が認めた者（以下「建築物状況確認資格者」という。）が、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性が耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認する書類

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、建築物耐震評価者が、建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第28条第2項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、同項第2号の規定により国土交通大臣が定める検査済証に係る確認済証等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証又は法令の規定により当該確認済証の交付があったものとみなされる場合におけるその旨を証する書類として市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）の写しとする。ただし、省令第33条第1項第1号の図書を添えるときは、確認済証等の写しを添えることを要しない。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

ただし、評価不要建築物に係る地震に対する安全性の認定の申請を行う場合は、第1号に掲げる書類を添えることを要しない。

(1) 建築物耐震評価者が、当該建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類

(2) 建築物状況確認資格者が、当該建築物の地震に対する安全性が耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認する書類

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、同号の規定により定められた検査済証に係る確認済証等の写しとする。

4 省令第33条第2項第1号に規定する方法により、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定の申請に係る添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、建築物耐震評価者が、当該区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。

2 法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第37条第1項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。